

イベント 飲食店 /出店規約案

1.出店について

- (1) 出店当日は事前に郵送又は送信している出店証を必ず提示して下さい。
- (2) 出店位置は、原則として主催者側で決定します。
- (3) 会場・運営の都合上、やむを得ず出店位置・レイアウトを変更する場合があります。
- (4) 車両出店の場合、搬入車両は1ブースにつき1台です。
- (5) 車両出店の場合、指定時間以外車両の入退出は出来ません。
- (6) 搬入時間に遅れた場合、出店出来ない場合があります。
- (7) 当日の気象状況が急変する場合の対策については、必要に応じて出店者で行って下さい。
- (8) 自身の出店場所及びその周辺は必ず清掃を行い、ゴミは出店者の責任において回収して下さい。放置や帰宅途中での投棄は厳禁です。
- (9) 会場施設などを傷つけた場合、原因者の費用と負担に於いて原状回復して頂きます。
- (10) 会場での物品・金銭のやり取り、事故などの対応は当事者間の責任に於いて行って下さい。また盗難や万引きなどの弁済責任を主催者は負いませんので、物品・金銭の管理は出店者の責任に於いて行って下さい。主催者は、前記トラブルについて関与しません。
- (11) スタッフ、警備員の指示には従うようにして下さい。
- (12) 主催者の指示に従わない場合や本規約を守って頂けない場合、また他に迷惑をかける行為などを行った場合は退場して頂く場合があります。
その様な場合や規約違反等での退場の際は出店料の払い戻しは致しません。
また今後のご出店をお断りすることがあります。

2.禁止事項

- (1) 社会通念上不相当と思われ、かつ法律・関係諸条例に抵触する恐れのある物品の持ち込み、販売。
- (2) 偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物、生き物、飲食品全般(出店者が認めた場合を除く)、医薬品、嗜好品の場内への持ち込み、及び販売。また射幸心をあおるくじ引き類や、掛け売り行為など。
- (3) チラシ配布・アンケート回収・企業広告的な内容等での出店。(主催者が認めた場合を除く)
- (4) 主催者が不相当と判断したものの販売、行為。
- (5) 開催時間前の物品・金銭のやり取り。また会期中の場内で他の出店者から購入した物を自分の出店場所で販売すること。

- (6) ブースのはみ出し、及び強引な販売行為。

3.中止について

- (1) 気象状況、会場の都合により開催が中止となる場合があります。開催・中止の判断は諸処のデータに基づき、開催当日会場にて主催者が行います。
また開催決定後も気象状況の急変によりやむを得えず開催を中止する場合があります。不明確な天候の場合は出来るだけご来場下さい。
- (2) 開催成立時間以降に中止となった場合は開催成立とみなします。

4.諸注意

- (1) 開催日及び雨天振替日は、諸事情により変更になることがあります。
- (2) 出店及び開催が中止になったことにより生じた派生的・付随的・間接的損害(営業上の利益の損失や損害を含む)について、主催者では一切責任を負いません。
- (3) 出店料のお支払い後及び、決済後のキャンセル・変更はできません。
- (4) いかなる場合も、出店料の返金は出来ません。(*返金対応の表記のある会場を除く)
- (5) 本規約に違反するなど、問題があった場合、主催者の判断で今後の出店をお断りします。
- (6) 出店申込は、一開催につき同一内容、一回限りの申込となります。

以上

2024年 7月 15日制定